

公益社団法人栃木県栄養士会 栄養ケア・ステーション管理・運営要綱

1 目的

とちぎ健康21プランが目指す、県民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康で生活できる「生涯健康とちぎ」の実現を図るため、活動拠点として栄養ケア・ステーションを中心とした栄養ケア活動を展開することにより、県民の健康づくりに寄与することを目的とする。

2 名称

栄養ケア・ステーションの名称を「栃木県栄養士会 栄養ケア・ステーション」（以下「栃木県栄養ケア・ステーション」という。）と称する。

3 実施主体

公益社団法人 栃木県栄養士会

4 事業内容

(1) 管理栄養士・栄養士の登録・紹介事業

- ①登録管理栄養士・栄養士の管理・運営
- ②登録管理栄養士・栄養士の募集・登録
- ③登録管理栄養士・栄養士の無料紹介
- ④登録管理栄養士・栄養士の資質向上及び専門的技術習得のための研修の実施

(2) 普及啓発活動

(3) その他必要と認められるもの

5 管理・運営組織

栃木県栄養ケア・ステーションの適正な管理・運営を図るため各支部にサテライトを置き、公益社団法人栃木県栄養士会事務局（以下「栃木県栄養士会事務局」という。）と分担して次の業務を行う。

(1) サテライト業務

- ①支部内の登録管理栄養士・栄養士の把握
- ②支部内の登録管理栄養士・栄養士の募集・登録
- ③支部内の登録管理栄養士・栄養士の推薦
- ④支部内への栃木県栄養ケア・ステーションの普及啓発活動

(2) 栃木県栄養士会事務局業務

- ①登録管理栄養士・栄養士の総括管理
- ②管理栄養士・栄養士の紹介依頼の受付
- ③各サテライトへの登録管理栄養士・栄養士の推薦依頼
- ④紹介管理栄養士・栄養士の決定・紹介依頼者への通知事務
- ⑤紹介管理栄養士・栄養士栄養ケア活動実施状況の把握・管理
- ⑥登録管理栄養士・栄養士の資質向上及び専門的技術習得のための研修の実施
- ⑦栃木県栄養ケア・ステーションの普及啓発活動

6 経費

管理・運営経費は栃木県栄養士会の予算及び研修会受講料をもってこれに充てる。

7 その他

この管理・運営要綱に定めるもののほか、管理・運営に必要な事項は、公益社団法人栃木県栄養士会会長が別に定めるものとする。

8 事務局

栃木県栄養ケア・ステーションの事務局を公益社団法人栃木県栄養士会に置く。

附 則

- 1 この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 とちぎ栄養ケア・ステーション管理・運営要綱（平成 18 年 12 月 7 日施行）は廃止する。